平成２３年（フ）第３１４号
広島県福山市芦田町大字福田937番地３
債務者　曽利　真弓
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６５号
高知県四万十市西土佐江川崎215番地６、住民票上の住所高知県四万十市西土佐江川崎215番地３
債務者　中﨑　敏子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第７３号
高知県宿毛市草木薮11番地
債務者　竹内　好道
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１２７８号
千葉県市原市上高根1296番地95
債務者　小林　正己
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５１号
千葉市花見川区検見川町５丁目１番地２サンモールヨコタ101号
債務者　新城　末子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２７号
千葉市美浜区幸町２丁目８番５棟101号
債務者　關口　真吾
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３５号
千葉市中央区末広２丁目２番３号グラン・コート本千葉302号
債務者　二位　悦子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４５号
千葉県八千代市大和田新田152番地12
債務者　成田　　充
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４６２号
千葉県市川市下貝塚２丁目35番２号
債務者　黒崎　賢二
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６９１号
千葉県松戸市根本64番地の５
債務者　西川　　保
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８３２号
千葉県松戸市五香６丁目22番地の15　ルミエール五香205号
債務者　若林　　優
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８８４号
千葉県松戸市西馬橋２丁目11番地の22
債務者　野尻　昌宏
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８８６号
千葉県松戸市栄町５丁目305番地　栄町ハイム514号
債務者　内田　　明
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４７７号
愛知県一宮市浅野字青石23番地３　県営浅野住宅１棟201号
債務者　奈須　貫一
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２７６４号
愛知県瀬戸市城ケ根町２番地の１　フレンドハイツ城ケ根202
債務者　神谷　俊吾
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１５７号
神戸市須磨区菅の台５丁目３番地　11号棟501号
債務者　酒井　和成
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１６号
神戸市兵庫区大同町２丁目６番５号
債務者　古澤多佳子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部